

現市立川西病院の跡地活用について

1 基本構想

(1) 北部診療所計画

	平日	土日祝
午前	内科 3 診、整形、小児、その他	内科、整形、小児
午後	内科 1 診（24時間急病対応）	

※院内開業を2診誘致予定

(2) 課題

- ①入院病床がなくなることに対する地域住民の不安
- ②C T、M R I 等の医療機器を設置しない

2 今井病院からの提案

(1) 今井病院の市立川西病院跡地への移転・整備計画

検討事項

- ① 経営安定化のための病床数の確保
- ② 病院敷地の無償貸与

(2) 地域医療連携推進法人の立ち上げ予定（医療法人晴風園、医療法人協和会、市医師会(協議中)）

- ① 法人の設立により、参加法人間での病床融通が可能になり、再編統合により不要となる協和会の病床を活用し、160床の病床が確保できる。
⇒地域から根強く要望されている入院機能(地域包括ケア病床等)を確保することができる。

② C T 検査の実施

⇒地域の各診療所からの C T 検査依頼に対応できる。

③ 応急診療所の移転の検討

⇒応急診療所の機能を移転し、休日の診療に対応する。

川西市応急診療所
診療科 内科
診察日 日、祝、年末年始
診察時間 10時～11時半、13時～16時半

④ 外来機能の検討

⇒外来機能については、一部実施する。実施できる診療科については今後検討していく。

3 市がこの提案を選択することの課題

(1) 建設位置について

- ①現病院を解体してから施設を整備する場合は、令和8年4月頃の開設になる予定。この場合は、しばらくの間、仮設診療所での対応を検討する。
- ②現在の看護宿舎、医師住宅、南側駐車場の位置に新病院が建設できないか検討中。その場合は、令和5年4月頃の開設になる予定。

(2) 外来機能をどうするのか（小児科については、一定の整備を図る必要がある）

(3) 公設民営から民設民営へ

(4) 複合施設の再検討

※ 地域医療連携推進法人制度について

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するためのひとつの選択肢として平成29年度に施行されたもので、都道府県知事が認定する制度です。この法人を設立することで、参加法人間での病床融通が可能になります。